

民事裁判入門(2)

- ――
- 第10回 事実認定と証拠(2) (証拠調べの手続／証拠の信用性判断)
―事実認定をするためにどのような証拠調べが行われるのか？
―裁判官は対立矛盾する証拠の信用性をどのようにして判断するのか？
- 第11回 事実認定と証拠(3) (書証)・法の適用 (法解釈／判例の意義・拘束力等)
―文書の証拠力はどのように判断されるか？
―裁判実務において判例はどのような役割を果たしているか？
- 第12回 訴訟の終了 (訴訟の終了事由／判決とその効力)
＝訴訟はどのような場合に終了するのか？
―判決はどのような効力を有するか？
- 第13回 和解の意義と効用
＝訴訟上の和解の効力、訴訟上の和解のメリットと問題点
- 第14回 専門訴訟 (医療過誤、建築紛争等専門的知見を必要とする訴訟)
―専門訴訟の審理の特色は何か？
- 第15回 フィードバック
＊フィードバックの具体的実施方法は後日連絡する。

[履修要件]

特になし

[成績評価の方法・観点]

レポート (3回、第1、2回は各30点、第3回は40点) により評価する。

レポートの提出は必須である。課題に対するレポートの作成・提出方法は授業時に指示する。レポートは、与えられた課題について、授業で提供した民事裁判の基本的知識をもとに、自分の考えを論理的かつ明確に展開できているかを基準に評価する。

【評価基準】＊平成26年度以前のカリキュラムの適用学生

到達目標について以下の評価基準に基づき評価する。

80～100点：目標を十分に達成しており、優れている。

70～79点：目標について標準的な達成度を示している。

60～69点：目標につき最低限の水準を満たすにとどまる。

0～59点：目標について最低限の水準を満たしておらず、さらに学習が必要である。

【評価基準】＊平成27年度以降のカリキュラムの適用学生

到達目標について以下の評価基準に基づき評価する。

96～100点：目標を十分に達成しており、とくに優れている。

85～95点：目標を十分に達成しており、優れている。

75～84点：目標について良好な達成度を示している。

65～74点：目標について標準的な達成度を示している。

60～64点：目標につき最低限の水準を満たすにとどまる。

0～59点：目標について最低限の水準を満たしておらず、さらに学習が必要である。

[教科書]

教科書は特に指定しない。

事前にレジュメ及び設題等をKULASISに登載する。

小六法 (デリー六法、ポケット六法等。どこの出版社のものでもよい) は必須。

―― 民事裁判入門(3)へ続く↓↓↓

民事裁判入門(3)

[参考書等]

(参考書)

中野貞一郎『民事裁判入門 [第3版補訂版]』（有斐閣）ISBN:978-4-641-13623-6

[授業外学修（予習・復習）等]

レジュメの該当箇所について参考書等を手がかりに予習して授業に臨み、授業後は、必要に応じて参考書等も参照しつつ何を理解できたか確認することが望ましい。特に準備が必要な場合は授業中に別途指示する。

[その他（オフィスアワー等）]

民事訴訟審理の実情、裁判官の判断形成過程（裁判官はどのように考えて訴訟を進行し、最終的な判断をしているか）等について具体的事例に即してわかりやすく講義したい。

「法化」が進み、誰でもが様々な民事紛争に巻き込まれうる時代となっている。理系・文系を問わず、民事紛争が生じた場合の対応能力（事実関係を正確に把握して分析・評価して解決方法を探る能力、自分の言い分を根拠をもって論証する能力等）を身につけ、解決手段、とくに民事裁判の仕組みや利用方法を知っておくことは社会生活を営むうえで有用と考えられる。法科大学院への進学希望者以外の受講生も大いに歓迎する。

[実務経験のある教員による授業]

①分類

実務経験のある教員による実務経験を活かした授業科目

②当該授業科目に関連した実務経験の内容

裁判官経験：約36年（民事、刑事、家事、少年）。民事関係では、第1審の地方裁判所及び第2審の高等裁判所で、それぞれ裁判長及び陪席裁判官を経験した。

③実務経験を活かした実践的な授業の内容

民事裁判に関する基本的知識を提供するとともに、裁判官として具体的事件を通じて考えたことを伝え、紛争解決に向けての裁判官や裁判所の役割について、学生とともに考えたい。

[主要授業科目（学部・学科名）]